

地域審議会・地域自治区・合併特例区の比較

| | | 地域審議会 | 地域自治区 (○一般の地域自治区、●合併に伴う地域自治区の特例) | 合併特例区 |
|--------|------|----------------------------|--|---|
| 設置 | | 合併協議により、旧市町村単位で設置することができる。 | ●合併協議により、1又は2以上の旧市町村単位で地域自治区を設けることができる。 ※市町村の全区域を対象とする必要はない。 ○条例でその区域を分けて区域ごとに設置できる。 ※市町村の全区域を対象に設置しなければならない。 | 合併協議により規約を定め1又は2以上の旧市町村単位に設置することができる。 |
| 法人格 | | 法人格は有しない | 法人格は有しない | 法人格を有する(特別地方公共団体) |
| 設置期間 | | 合併協議により定める期間(上限なし) | ●合併協議により定める期間 ○期間の定めなし | 5年以内で規約で定める期間 |
| 機能・事務 | | (地方自治法上の附属機関) | 首長の事務を分掌 ※首長の事務を分掌する点では、支所と類似するが以下の点が異なる。 ●○地域協議会を置く ●合併に伴う場合は、一定期間、区長(特別職)を置くことができる。 | 次の事務のうち規約で定めるものを処理 ①区で処理することが効果的な事務 ②区域住民の生活の利便性向上等のため、特に必要な事務(公の施設の管理など) |
| 区 長 | 設置 | — | ●合併協議により、期間を定め事務所の長に代えて区長(特別職)を置くことができる。 ○一般の地域自治区には、区長は置けない。 | 必置 |
| | 選任方法 | | ●首長が選任 | 首長が選任 |

地域審議会・地域自治区・合併特例区の比較

| | | 地域審議会 | 地域自治区 (○一般の地域自治区、●合併に伴う地域自治区の特例) | 合併特例区 |
|------|------|--|---|---|
| 審議機関 | 名称 | 地域審議会 | 地域協議会 | 合併特例区協議会 |
| | 権限 | <p>首長は合併市町村基本計画を変更しようとするときは、<u>予め地域審議会の意見を聴かなければならない。</u></p> <p>区域に係る事務に関し首長の諮問に応じて審議し又は必要と認める事項につき首長に意見を述べるができる。</p> | <p>●首長は合併市町村基本計画を変更しようとするときは、<u>予め地域協議会の意見を聴かなければならない。</u></p> <p>「地域自治区が処理する事務」及び「市町村が処理する地域自治区に係る事務」等について、首長その他の機関により諮問された事項又は必要と認める事項について審議し、意見を述べるができる。</p> <p>●首長は、協議で定める重要事項で地域自治区の区域に係るものを決定したり、変更したりする場合に、<u>地域協議会の意見を聴かなければならない。</u></p> | <p>首長は合併市町村基本計画を変更しようとするときは、<u>予め合併特例区協議会の意見を聴かなければならない。</u></p> <p>「合併特例区が処理する事務」、「地域振興に関する施策の実施」及び「その他の事務で合併特例区の区域に係る事務」等について首長その他の機関等から諮問された事項又は必要と認める事項について審議し意見を述べるができる。</p> <p>首長は、規約で定める重要事項で合併特例区の区域に係るものを決定したり、変更したりする場合に、<u>合併特例区協議会の意見を聴かなければならない。</u></p> |
| | 財源 | — | 市町村において必要な予算を確保 | 市町村からの移転財源(予算編成) (課税権と地方債の発行権はない) |
| | 住居表示 | — | ●住居表示には、市の名称とともに区の名を冠する必要がある。(設置期間終了後、引き続き旧市町村単位に地域自治区を設置する場合も同様)。 | 住居表示には、市の名称とともに区の名を冠する必要がある。(設置期間終了後、引き続き旧市町村単位に地域自治区を設置する場合も同様)。 |